

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）新旧対照表（抄）

改正案				現行				
目次（現行のとおり）				目次（略）				
第一条から第百六十五条まで（現行のとおり）				第一条から第百六十五条まで（略）				
別表第一から別表第六まで（現行のとおり）				別表第一から別表第六まで（略）				
別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準（第六十八条関係）				別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準（第六十八条関係）				
一から三まで（現行のとおり）				一から三まで（略）				
四 汚水				四 汚水				
(一) 有害物質に係る基準				(一) 有害物質に係る基準				
項目・設置区分	事業場の種類	公共用水域に排出される汚水		公共用水域に排出される汚水		地下に浸透される汚水(単位一リットルにつきミリグラム)		
		許容限度(単位一リットルにつきミリグラム)		許容限度(単位一リットルにつきミリグラム)				
		工場	指定作業場	工場及び指定作業場	工場		指定作業場	工場及び指定作業場
		水道水源水域		一般水域A、一般水域B、島の海域	水道水源水域		一般水域A、一般水域B、島の海域	
(一)から(四)まで(現行のとおり)	(現行のとおり)			(一)から(四)まで(略)	(略)			
(五)トリクロロエチレン	新設	〇・〇一	〇・一	新設	〇・〇三	〇・三	二〇・〇〇	
	既設	〇・一			既設			〇・三
(五)から(八)まで(現行のとおり)	(現行のとおり)			(五)から(八)まで(略)	(略)			

備考（現行のとおり）

（一）及び（三）（現行のとおり）

五から七まで（現行のとおり）

別表第八から別表第十三まで（現行のとおり）

備考（略）

（一）及び（三）（略）

五から七まで（略）

別表第八から別表第十三まで（略）